2021年4月吉日

**第17回 迷走神経刺激療法（VNS）技術講習会のご案内**

日本てんかん学会

VNS・SEEG資格認定委員会

迷走神経刺激装置VNSシステムを適正使用していただくために、第17回迷走神経刺激療法（VNS）技術講習会を、第13回アジアオセアニアてんかん学会（AOEC）期間中に開催いたします。受講には第13回AOECの参加登録が必要となります。VNS技術講習会のみの受講はできませんが、第13回AOECの参加者はどなたでも受講いただけます。https://www.epilepsycongress.org/aoec/registration/

本講習会は、新規認定医資格取得及び既取得医の資格更新を目的といたします。開催概要および、新規認定医／既取得医の資格情報詳細につきましては下記をご確認ください。

また、規約により認定医の資格には日本てんかん学会員であることとなっております。この機会に当学会への入会をぜひご検討ください。

記

1．日時 2021年6月13日（日）14:30 - 17:40

第13回アジアオセアニアてんかん学会（AOEC）最終日

2．会場 WEB形式

3．内容 第1部：14:30-16:00内科系「迷走神経刺激療法の基礎知識と刺激調整」

講師：重藤寛史（九州大学医学研究院保健学部門検査技術科学分野　教授）

第2部：16:10-17:40　外科系「植え込み手術概要」

講師：花谷亮典（鹿児島大学脳神経外科 准教授・診療教授）

4．新規認定医資格取得および既取得医の資格更新

更新期限については個別の案内はいたしませんのでご注意ください。更新期限までに更新されなかった場合には次回の受講まで認定資格が欠格となります。

【新規認定資格】（2020年度講習会(2021年6月13日開催)にて取得される予定の方）

有効期間は認定医資格取得年より5年間となります。（今年度の取得者は、2025年まで有効）

2025年までに更新の為の講習会受講が必要となります。

【既取得医の資格更新】（2018年までに認定資格を取得された方）

認定を受けた年度により更新期限が異なっておりますので注意してください。資格更新のための受講では外科系の場合には内科系の受講は免除されます。

認定医番号は日本てんかん学会会員専用ページにて確認いただけます。

2010年～2012年までに受講された認定医 (認定番号 1～192)　　2025年までに更新のための受講が必要

2013年～2015年までに受講された認定医 (認定番号 193～428)　2027年までに更新のための受講が必要

2016年～2018年までに受講された認定医 (認定番号 429～632)　2029年までに更新のための受講が必要

5．対象者

(第1部のみ受講)本療法の刺激条件調整実施を希望する医師

・日本てんかん学会員であって下記のいずれかの専門医資格を有する医師。

日本てんかん学会専門医、日本小児神経学会専門医※、日本神経学会専門医※、日本精神神経学会専門医※、日本脳神経外科学会専門医※、※日本てんかん学会地方会あるいは日本てんかん外科学会のほか、日本小児神経学会・日本神経学会・日本精神神経学会・日本脳神経外科学会において開催された同等のセミナーを受講資格とみなすかは、本委員会の審議を必要とします。(認定基準 附則3)

・日本てんかん学会以外の学会専門医は、てんかん学教育セミナーを受講していること。

(第1部・第2部 両方の受講)本療法の刺激装置植込術実施を希望する医師

日本てんかん学会員であって下記のどちらかの専門医資格を有する医師が対象。

・日本てんかん学会専門医と日本脳神経外科学会専門医の両資格を有するてんかん外科治療を専門的に行っている医師。

・日本てんかん学会非専門医であるが、日本てんかん学会専門医と連携しててんかん外科治療を行っている日本脳神経外科専門医。

※迷走神経刺激療法と刺激装置植込術に関するVNS資格認定基準(別紙 2)に基づくものです。

※受講資格として前年3年間のてんかん外科手術10症例のリスト（但し、手術見学も含む）の申告を必要とし、それをもとに、本講習会受講前に日本てんかん学会VNS・SEEG資格認定委員会による審査が実施されます。

5．費用 第13回AOECの参加登録料が必要となりますが、VNS技術講習会の受講は無料です。VNSの手術、管理に必要な受講証の発行を希望される方は別途、発行手数料・郵送料として 1000円を申し受けます。https://www.epilepsycongress.org/aoec/registration/

6．申込方法 第13回AOECの参加者は申し込み不要です。VNSの手術、管理に必要な受講証の発行を希望される方は別途、発行手数料・郵送料をお振込みいただき、申込フォームをWordファイルのままお送りください。

いずれの期日も**2021年6月3日（木）厳守**となります。申し込み締め切り後の受講証発行は一切受付けられませんのでご注意ください。

1）別紙１の申込フォームをご記入の上、[jes-oas@umin.ac.jp](mailto:jes-oas@umin.ac.jp)　までご送付ください。

2）受講証の発行を希望される方は発行手数料・郵送料を下記の口座までお振り込みください。振り込まれた発行手数料・郵送料は理由のいかんにかかわらず返金できませんので受講資格等、予めご確認くださいますようお願い申し上げます。

銀行から 銀行名：ゆうちょ銀行　　　　 支店名：〇一九（ぜろいちきゅう）支店

口座番号：**当**座0080455　　　口座名義：ニホンテンカンガッカイジムキョク

ゆうちょ送金 口座記号：00170-0 口座番号：80455

加入者名：日本てんかん学会事務局

7．お問い合わせ先 第17回迷走神経刺激療法技術講習会事務局

E-mail：[jes-oas@umin.ac.jp](mailto:jes-oas@umin.ac.jp)

＊件名に「VNS技術講習会について」とご記載ください。

お電話での問い合わせはお受けできません

別紙1

**第17回迷走神経刺激療法（VNS）技術講習会　受講証発行申込用紙**

（Wordファイルのままお送りください）

**記入日2021年 　月 日**

下記の欄を全てご記入ください。入力内容に誤りがありますとご連絡できない場合がございます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 （どちらかに○） | **新規 ・ 更新** | |
| ご専門（どちらかに○） | **内科 ・ 外科** | |
| 日本てんかん学会 会員番号 |  | |
| お名前 |  | |
| お名前　フリガナ |  | |
| お名前　英文表記※ |  | |
| 医療機関名 |  | |
| 診療科 |  | |
| 勤務先住所 |  | |
| メールアドレス（半角英数）※ |  | |
| いずれかの学会専門医資格をお持ちの方は、チェックをご記入ください | | |
| 日本てんかん学会  日本小児神経学会  日本神経学会  日本精神神経学会 日本脳神経外科学会 | | |
| てんかん学教育セミナー（またはそれに準ずるもの）受講歴  ※日本てんかん学会専門医以外のみご記入ください | | |
| 有 （ 年受講）（受講セミナー名： ） | | |
| 前年3年間のてんかん外科手術症例数 （VNS症例を除く）  ※脳神経外科医のみご記入ください | | 症例 |
| 振り込み日（必須）　2021/ | |  |
| 振込者名 | |  |

＊VNS資格認定基準（別紙2）附則2に該当する先生は、受講申込メール送付頂いた後、外科症例リストと連携内容について、別途お送りする書類の提出をお願いしたします。

＊英文表記のお名前とアドレスは、International League Against Epilepsy (ILAE)と第13回AOECの運営事務局に通知されます。

別紙2

**VNS資格認定基準**

（2010年1月8日施行、2014年7月1日、2016年6月26日、2017年11月2日、2018年10月24日、改定 2019年2月28日）

日本てんかん学会

第１項  
本療法の適応判断と刺激装置植込術は、日本てんかん学会専門医ならびに日本脳神経外科学会専門医の両資格を有するてんかん外科治療を専門的に行っている医師によって、またはその指導の下に行われるべきものとする。

第２項  
本療法の開始後の刺激条件の調整や、治療効果および有害事象の追跡調査は、日本てんかん学会専門医（すべての診療科を含む）または次のいずれかの学会専門医によって、またはその指導の下に行われるべきものとする。ただし、日本てんかん学会以外の学会専門医については、てんかん治療に対する十分な知識と経験を有するものとする。

日本小児神経学会、日本神経学会、日本精神神経学会、日本脳神経外科学会

第３項  
本療法を行う医師（１項、２項に該当する医師）は、日本てんかん学会員であって、初回施行前に、日本てんかん学会主催による講習会を受講しなければならない。

第４項  
刺激装置植込術を行う医師は、受講資格として前年3年間のてんかん外科手術10症例のリスト（但し、手術見学も含む）申告を必要とする。

第５項  
受講修了者は、日本てんかん学会の資格認定委員会によって認定証が授与され、本療法の実施資格が認められる。なお、認定は資格認定委員会によって見直される場合がある。

附則

1. 本認定基準は、各改定から3年以内に見直すものとする。
2. 第１項について。日本てんかん学会専門医と連携しててんかん外科治療を行っている日本脳神経外科学会専門医で日本てんかん学会非専門医については、その両者の適応判断に基づいて植込術を施行するものとする。このような脳神経外科医については資格審査時に、日本てんかん学会専門医との連携内容についても審査を行う。原則として日本てんかん学会認定研修施設との連携が必要である。連携内容については第4項のリストに症例毎に記載する。
3. 第２項について。日本てんかん学会以外の学会専門医は、日本てんかん学会総会において開催されるてんかん学教育セミナーの受講が必要である。同等のセミナーが日本てんかん学会地方会あるいは日本てんかん外科学会のほか、日本小児神経学会・日本神経学会・日本精神神経学会・日本脳神経外科学会において開催された場合には、受講後、本委員会の審議をもって受講資格とする。